

1 議 事 日 程

〔令和6年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

令和6年6月6日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第41号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	陶 山 良 尚 議員	副委員長	神 武 綾 議員
委員	堺 剛 議員	委員	徳 永 洋 介 議員
〃	馬 場 礼 子 議員	〃	タコスキッド 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

総務部長 (歳出入一体改革担当)	轟 貴 之	教育部長	中 山 和 彦
総務部理事 (総務広報担当)	宮 崎 征 二	教育部理事	八 尋 純 次
総務部理事 (危機管理・新しい公共担当)	杉 山 知 大	議会事務局長	野 寄 正 博
総務課長併 選挙管理委員会事務局長	鳥 飼 太	社会教育課長	井 本 正 彦
総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴 広報担当課長兼シティプロモーション担当課長	平 嶋 香代子	学校教育課長	鍋 島 順 一
経営企画課長	宮 原 竜	文化財課長	井 上 信 正
文書情報課長	立 石 泰 隆	文化学習課長	堀ノ内 龍 治
管財課長	堀 修一朗	スポーツ課長	橋 川 史 典
管財課公共施設整備担当課長併 社会教育課教育施設整備担当課長	福 田 久 博	監査委員事務局長	添 田 邦 彦
防災安全課長	糸 山 邦 明	議事課長	花 田 敏 浩
地域コミュニティ課長	高 田 政 樹	会計課長	添 田 朱 美

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 三 舛 貴 市

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員） おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

それでは、議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第41号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（陶山良尚委員） 日程第1、議案第41号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（宮原 竜） おはようございます。

それでは、議案書の36ページ、37ページ、それから、新旧対照表が31ページにあります。こちらをご覧くださいと思います。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の改正に伴う所要の整理を行うものです。詳細につきましては新旧対照表31ページでご説明いたします。

まず、第2条につきましては、今回の法改正で新たに定義された用語に関して同法第19条、こちらを加えるものでございます。

次に、第4条です。第4条第1項は、個人番号の利用を行う事務の範囲を定める規定です。また、第3項は番号利用法に規定された個人番号利用事務のために市が保有する特定個人情報を利用できることを定める規定ですが、今回の法改正によりこれまでの法別表第2が廃止され、主務省令において規定する改正が行われましたので、これに合わせ条例を改めるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） ありがとうございます。

今回の法令改正と条例改正について、私調べたんけれどもよく分からなかったのが、廃止の

この法別表第2ということが見つけきれなかったんですが、もしよければ今回のこの法令改正に伴う条例改正のマイナンバーの部分なんでしょうけれども、これが具体的に我々市民にとって何か影響が、厳密にはあるのかどうか、詳細に説明いただけたらというふうに思っております。

○委員長（陶山良尚委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（宮原 竜） 今回の条例改正は、先ほど申し上げましたように、法改正に伴うものでございまして、まず太宰府市独自の何かを定めるということではございません。

それから、法改正の内容でございしますが、まずこの番号利用法、マイナンバー法とも言われておりますが、こちらの法改正の内容ですが、これまで新規でこういった情報連携を行う場合には、この法律の改正が必要になっておりました。法律の改正を行うにはおよそ1年ぐらい国会での審議となりますので、かかっていたものを主務省令のほうで規定することで可能とするもので、ここの期間の短縮を図るために法改正がなされております。法律ではなくて主務省令のほうであれば、もう少し、半年とか、それぐらいと聞いておりますが、で可能となると。これに伴って、こういった内容の法改正が行われておりますので、そこに合わせて引用していた部分の条例のほうを改正するということですので、今後マイナンバーの利用拡大に向けた改正ということが言えるかと思います。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） ありがとうございます。

せっかくそのマイナンバー利用拡大のための今回の条例改正ということで認識いたしますが、そこでお聞きしたいのが、本市においてマイナンバーカードの今の現状、交付率とか保有率とか、何を聞いたらいいのかよく分かんないんですが、そのあたり分かれば現状、実績をお示しいただければというふうに思います。

○委員長（陶山良尚委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（宮原 竜） マイナンバーカードの保有枚数率でございますけれども、こちら令和6年4月末時点で太宰府市が74.4%となっております。全国が73.7%となっておりますので、全国平均は上回っておるような状況でございます。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） 最後、これは要望でございます。マイナンバーカードの保有率74.4%、できましたら国が求めているのは多分8割以上だというふうに認識しておりまして、全国平均もこれだけでしょうけれども、九州の都城市あたりは交付率90%を超えています。何でもかという、積極的に啓発活動、いろいろなマイナンバーカード課みたいな専用課まで用意してされている事例もございまして。何でもかという、デジタルを進められた上で一番大事なのはアナログで支援して、アナログのやり方を入れていかないとデジタル化は進まないと

いう観点と、あと誰一人取り残さないという観点ですね。多分、高齢者で本市において74.4%以外のまだ取得されていない方については、年齢構成が分かりませんが、恐らく高齢者の方が多いのではなかろうかと思います。

私もこの間病院に行きまして、総合病院に行つてマイナンバーカードを使わせてもらいました。非常に簡単でした。はたや、片方の横の列を見たら、高齢者の方が受付にずらっと並んでらっしゃいました。本当にこの利便性の違いというのが肌身で分かりましたので、本当に普及させていただきたいなと思いますので、今後啓発のほうをどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（陶山良尚委員） そしたら、馬場委員。

○委員（馬場礼子委員） 今の堺委員を受けてなんですけれども、その啓発活動というのは今現在、太宰府市独自で何かやってあるんでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（宮原 竜） まず、市役所の窓口等でもお持ちでない方にご案内するということは常時やっております。それから、庁舎の玄関前になりますけれども、証明写真を市民課のほうで申し出ていただければ証明写真機がございまして、そちらの手数料というのは無料でさせていただく取組ですとか、あと市内の郵便局での申請のサポートですとか、そういったことはやっているところでございます。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですか。

そしたら、タコスキッド委員。

○委員（タコスキッド委員） すみません、お話を伺った印象なんですけれども、4条のところで別表がなくなるというふうに言われたと思うんですけれども、4条の中に別表第1に掲げる事務及びとかという形で及びが入っているんけれども、これはそのまま残るんですか。新旧対照表の4条のところに。

○委員長（陶山良尚委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（宮原 竜） 第4条の第1項のことをご質問いただいていると受け止めておりまして、この及びというのはその前の別表第2に掲げる事務及び特定個人番号利用事務というふうに今回改正案がなっておりますが、ここは別表第2というのが条例のほうの別表第2になりまして、廃止するのは法律のほうの別表第2になります。ここの別表第2、分かりにくいんですが、種類が違うということでご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（陶山良尚委員） タコスキッド委員。

○委員（タコスキッド委員） 国が今後どういうものを出してきて、それを市が受けて個人情報を使えるようになるかというところが、何か今の話を聞くとブラックボックス化するような気がするんですけれども、事前にこういうものに関して取り扱いますよということは可視化できるんでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（宮原 竜） これまで法律のほうに具体的にうたっていたものが、主務省令、主

務省令といいますのが各省で定める規則とか、そういったものになると思うんですが、こちらのほうもきちっと見えるようにはなりますので、期間が短縮されてそのメリットが大きいということで、国のほうで法改正がなされたのではなかろうかと思っておりますので、そこのご心配はそんなに影響はないかなと認識しているところでございます。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） タコスキッド委員。

○委員（タコスキッド委員） ということは、その省令で大臣とかがこうしますという形で変わっていくと思うんですけれども、その都度その都度何に於いての取扱いが増えるということは分かるってことですね。

○委員長（陶山良尚委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（宮原 竜） お見込みのとおりでございます。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） タコスキッド委員とかぶると思うんですけれども、法律にある別表2はなくなって、条例上にある別表2というのは残るということでよろしいでしょうか。すみません、残るのだなという今理解をしています。

これ31項目あったんですけれども、今回の法改正でこの項目は増えたりはしていないんでしょうか。項目は変わらず、別表がなくなると、こういう形ですね。今説明されている部分だけの改正ということでよろしいでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（宮原 竜） 別表って法律のほうの、条例の。

（神武 綾副委員長「条例のほう」と呼ぶ）

○経営企画課長（宮原 竜） 条例のほうは、別表については今回扱っておりませんで、条例の別表のほうに法に基づくものとまた別に市の独自利用の分を条例で定めている部分になりますので、ここは今回は扱っておりません。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） いいですか。

タコスキッド委員。

○委員（タコスキッド委員） ということで、今のを受けてなんですけれども、省令が変わって取扱いが増えたらその別表のところはまた変わるということですね。記載されるというか。

○委員長（陶山良尚委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（宮原 竜） そういうことではございませんで、そこはもう省令で定められますので、それをもって利用なり情報連携なりができるというふうになってまいります。そこが今回の用語でいいかと、特定個人番号利用事務とか、こういった用語のところは法律のほうで定められておりますので、そういうふうなひもづけといいますか、整理になっておりますので、省令の内容をまた条例に毎回改正をするという立てつけにはなっておりません。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） すみません。関連してということで、前マイナンバーカードを偽造して議員の個人情報で詐欺事件みたいながありましたけれども、今後心配ないんですかね。そういうマイナンバーカードを使ったような事例が。ニュースとかではこういうふうにしてそういう事例が起きないようにするみたいな対策は聞いてないんですけれども、関連してお伺いします。

○委員長（陶山良尚委員） いいですか、経営企画課長。

○経営企画課長（宮原 竜） マイナンバーカードに限らず、偽造、免許証とかも含めていろいろな対策は当然施されていると認識しております。ただ、一方で特に高齢者の方とかに向けた啓発とか、こういったものは国とかとも連携しながら必要に応じて、そういった事例が増えていくことも考えられますので、保有する方が増えるそうですね。そういったところは重要なというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 関連して、そういう個人番号がいろいろなひもづけで個人情報が大きくなってくのではないですか。そのときの情報漏えいしないためのような対策は市として考えてあるんですか。

○委員長（陶山良尚委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（宮原 竜） そのあたりの対策というのは、基本的には国のほうでシステムがございますので、そこで万全な体制は取られていると思いますが、もちろん市としてもそういった重要性は認識しておりますので、市でできることがあれば先ほどの啓発とか、市の中での取扱い等については十分注意をしてやっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） その個人番号を市で管理というのを民間に委託して、何か民間に情報が行くようなことも考えられるんですか。

○委員長（陶山良尚委員） だんだん離れてきよるような気がしますけれども、案件とは何か。回答をいいですか。

経営企画課長。

○経営企画課長（宮原 竜） 委託とかということでそういったことも考えられるとは思いますが、できる限りの対策というのは当然やっておりますし、これからもまだ利用拡大していく方向は流れとしてはございますので、委員ご指摘のようなことは十分注意しながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） すみません、何度も関連して。マイナンバーカードを持っていない方、今後保険証代わりにもなるということで、マイナンバーカードを持っていない方は保険証はない状態になるんですか。

○委員長（陶山良尚委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（宮原 竜） 今年の秋に健康保険証と一体化ということがされると思いますが、持ってらっしゃらない方には必要に応じて資格の証明書のようなものが交付されるというふうにはなっております。ですので、持っていない方も保険証のような証明書が交付されますので、病院に受診する際はそういったものをご利用していただくということで対策は取られております。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですかね。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） すみません。先ほどの最初の説明のときに、法律の改正を待たずしてその省令で項目が増えていくというお話でしたけれども、それはタイミングというか、省庁の発信はそのたびそのたびに行われるということですか。何月とか、何か決まった期日があるのか、そこら辺教えていただいていいですか。

○委員長（陶山良尚委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（宮原 竜） 詳細については私も把握はしてない部分はあるんですが、恐らくははっきりと決まっているものではなくて、必要の都度されていくんだろうというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） もう一つすみません。その省令が届いたもので事務が増えていくことになると思うんですが、それは全て今条例に入っている別表の中に入っていくということですか。それとも、自治体の中で精査して、これは入れる入れないとか、そういうことはできるんですか。イコールになるのかということ。

○委員長（陶山良尚委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（宮原 竜） 条例の別表のほうには入ってくるということには基本的にはなりませんで、先ほどのタコスキッド委員のご質問と同じような内容かと思うんですが、条例の別表のほうは市のそれ以外の独自の利用の事務について定めているところでございますので、省令の分をここに入れていくということにはなっておりません。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですかね。

ほかにはありませんか。よろしいですかね。

馬場委員。

○委員（馬場礼子委員） すみません、遑っちゃうんですけれども、国がこういうふうにいる条例を改正しながらマイナンバーカードを利用することへの付加価値とか、そういったものはどんどん広がっているんですけれども、普及率のあと3割というのはほとんど高齢者の方ということですかね、利用されてないのは。そういった方たちへのマイナンバーカード自体の利点であるとか内容であるとか、そういうご説明会とか、普及のための啓発活動というのは特別に何かをされているんでしょうか。先ほどおっしゃっていただいたんですけれども、すみません。

○委員長（陶山良尚委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（宮原 竜） 先ほど窓口とか郵便局とか、あと証明写真を無料化したりとかということもございますし、あとは一番身近に利便性を感じていただけるのが証明書とかのコンビニ交付とかといったところだと思いますので、こういったものを広報「だざいふ」とかでPRしたりとかは常々やっております。堺委員のほうからもご示唆いただきましたけれども、他市の取組でそういった個別の説明会なり、やっているところもあるというのは認識しておりますが、太宰府市の状況等をしっかり分析しまして、今後あと少しどうやったら伸ばせるかというのは考えて、しっかり対応していきたいと考えております。

以上でございます。

（馬場礼子委員「よろしくお願いします」と呼ぶ）

○委員長（陶山良尚委員） タコスキッド委員。

○委員（タコスキッド委員） すみません、マイナンバーカードって僕は任意だと思っているんですけれども、行政としては普及率を、理想を言うと100%を目指すという考え方になるんですか。

○委員長（陶山良尚委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（宮原 竜） もちろん任意ではございますが、取得率を伸ばしていくということは必要だろうというふうに認識しております。これは100%というのが現実的に難しいというのももちろんありますが、国の流れと歩調を合わせて普及率を今のところよりはもっと上げていかないといけないというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

これから討論でございます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 多数挙手です。

よって、議案第41号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成3名、反対2名 午前10時20分〉

○委員長（陶山良尚委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員） これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時21分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和6年8月13日

総務文教常任委員会 委員長 陶 山 良 尚